# 被爆者・工場経営者・区営住宅等

## A 葬祭料の支給(原子爆弾 被爆者援護制度)

#### 手続きの説明

被爆者の方の葬儀を行った方へ葬祭料が支給される場合があります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

#### 申請書等

- 葬祭料支給申請書
- ●支払金□座振替依頼書

#### 持ち物

- 死亡診断書又は死体検案書(写し)
- 死亡した被爆者の住民票(除票)(原本)
- ●被爆者健康手帳(原本)及び手当証書(原本)
- 申請者が葬儀を行ったことを証明できる書類(申請者が喪主であることを確認できる会葬お礼葉書、申請者の氏名が入っている葬儀費用の領収書の写し等)
- 臼鰶

### 受付窓口

• 各地域健康課

#### 期限

●お亡くなりになった日から5年以内

#### 〈問い合わせ先〉

各地域健康課 (大 森)

大 森) ☎03-5764-0661

(調 布) ☎03-3726-4145

(蒲 田) ☎03-5713-1701

(糀谷·羽田) ☎03-3743-4161

# C 区営住宅・区民住宅

### 手続きの説明



名義人や世帯員の方がお亡くなりになった場合の手続きについては、下記にお問い合わせください。

#### 受付窓口

大田区住宅管理センター

#### 〈問い合わせ先〉

大田区住宅管理センター ☎03-3730-7325 大田区蒲田五丁目36番3号 ユニファームビル1階

## B 工場等の廃止届等

#### 手続きの説明

工場や指定作業場の経営者の方がお亡くなりになった場合には、以下のとおり手続きが必要になります。

- 1 法人代表者として経営されており、後継者の方へ相続し法人の組織変更を行った場合は、氏名等変更の届をお出しください。
- 2 個人として経営されており、事業者が親族の方へ相続を行った場合は、承継の届をお出しください。
- 3 工場等を廃止した場合は、廃止の届をお出しください。

詳しくは、下記にお問い合わせください。

#### 申請書等

- 1 氏名等変更届出書
- 2 承継届、承継の事実が確認できる書類(登記簿謄本 の写し、契約書の写し等)、有害物質使用状況報告書
- 3 廃止届、有害物質使用状況報告書

### 受付窓口

- ●環境対策課 8階 23番窓□
- ●郵送でも可

#### 期限

- 1 変更の日から30日以内
- 2 承継の日から30日以内
- 3 廃止の日から30日以内

〈問い合わせ先〉

環境対策課環境調査指導担当 ☎03-5744-1369



### 空家総合相談窓口



大切な方が住んでいた家の今後についてお悩みごとはございませんか。残しておきたい、リフォームしたい、地域で活用してほしい、などの相談をお受けしています。専門家からアドバイスがもらえる「空家総合相談会」も毎月第2木曜日に開催しています。詳細は下記にお問い合わせください。



問い合わせ先:空家総合相談窓口(建築調整課)

**2**03-5744-1348

